

令和5年

健康福祉委員会

12月12日

豊明市議会

# 健康福祉委員会会議録

令和5年12月12日

午前10時00分 開会

午後零時03分 閉会

## 1. 出席委員

委員長	堀内 ちほ	副委員長	ふじえ 真理子
委員	青木 けんじ	委員	浅井 たかお
委員	近藤 ひろひで	委員	三浦 桂司
委員	一色 美智子		
議長	鵜飼 貞雄		

## 2. 欠席委員

なし

## 3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	浅井 俊一	議事課長	深草 広治
議事課長補佐 兼議事担当係長	寺島 慎二	庶務担当係長	福田 悦子

## 4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	小浮 正典	副市長	土屋 正典
健康福祉部長	中村 泰正	地域福祉課長	小野寺 良夫
長寿課長	伊神 竜一	健康推進課長	川原 静恵
こども保育課長	塚本 由佳	指導保育士	柴田 美由紀
保険医療課長	近藤 有紀子	子育て支援課長	松村 清子

## 5. 傍聴議員

岡島 ゆみこ	鈴木 智和	中堀 りゅういち	こんどう のぶお
服部 龍一	いとう ひろし	武谷 としお	郷右近 修
林 ゆきひろ	毛 受明 宏	月岡 修一	清水 義昭

## 6. 傍聴者

6名

午前10時開会

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） おはようございます。定刻に御参集いただき、ありがとうございます。

ただいまより健康福祉委員会を開会いたします。

会議に先立ちまして、市長より挨拶をお願いします。

○市長（小浮正典君） 皆様、おはようございます。

本日の健康福祉委員会に付託されました案件は7つの議案でございます。慎重な審査をいただきますよう、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） ありがとうございます。

続いて、議長より挨拶をお願いします。

○議長（鵜飼貞雄議員） おはようございます。

本日の健康福祉委員会、結構議案も多いですし、陳情もあります。

議案に沿った質疑に努めていただくこと、簡潔な質疑、簡潔な答弁に努めていただくようよろしくお願ひします。

以上です。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） ありがとうございます。

これより会議を開きます。

お諮りいたします。市長は自席待機といたしたいが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 御異議なしと認めます。よって、市長は退席を願ひます。

なお、市長におかれましては、答弁を求める機会がある場合には出席をいただきますので、御承知おき願ひます。

（市長退席をなす）

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 本日の傍聴については、申合せに従い15名以内とし、委員長において一般傍聴者の入室を許可します。

本日の議事につきまして、本委員会に付託されました案件につきまして、お手元に配付いたしました議題に従い会議を進めます。

なお、当局におかれましては、反問権を行使される場合は意思表示を明確にされ、論点を整理して反問されますようお願いいたします。また、反問を終了するときも、意思表示を明確にされるようお願いいたします。

初めに、議案第82号 豊明市老人福祉センター及び陶芸会館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案件について、理事者の説明を求めます。

伊神長寿課長。

○長寿課長（伊神竜一君） では、議案第82号 豊明市老人福祉センター及び陶芸会館の指定管理者の指定について御説明いたします。

この案を提出するのは、豊明市老人福祉センター及び陶芸会館を管理する指定管理者を指定するため必要があるからです。

1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、豊明市老人福祉センター及び陶芸会館です。

2、指定管理者となる団体は、愛知県名古屋市中区栄1丁目16番6号、シンコースポーツ中部株式会社、代表取締役、石崎健太です。

3、指定の期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間です。

以上で説明を終わります。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

浅井委員。

○浅井たかお委員 議案82号の件について、社会福祉協議会が老人福祉センターで実施していた内容はどうなるのでしょうか。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 答弁願います。

伊神課長。

○長寿課長（伊神竜一君） 老人クラブが行う事業、それから、高齢者の趣味クラブの事業、それから、今年度までということになりますが、浴室の管理等といったことが主な事業として挙げられると思います。

以上です。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） ほかにございませんか。

浅井委員。

○浅井たかお委員 シンコースポーツは、以前、本市の老人福祉センターの指定管理を一度撤退していますが、その理由を御説明ください。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 答弁願います。

伊神課長。

(本会議で言ったじやんの声あり)

(すみません、確認でお願いいたしますの声あり)

○長寿課長（伊神竜一君） 今回の募集に当たりまして、シンコースポーツさん、以前に確かに受託はしておりますが、その際に撤退した理由というものは特に確認していません。

以上でございます。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） ほかにございませんか。

浅井委員。

○浅井たかお委員 以前、収支の点で課題があったと思うんですけど、その辺は解消させることができるでしょうか。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 答弁願います。

伊神課長。

○長寿課長（伊神竜一君） 課題としては、老人福祉センターを、施設の特性上やはり収支を黒字に持っていくというところがなかなか難しいかなというところがあると思いますが、その点に関しましては、今回は福祉体育館と一体としての管理が可能になるという点で、施設の収支の面ではいいほうに働くのではないかというふうに見込んでおります。

以上でございます。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 浅井委員。

○浅井たかお委員 もう一つ、シンコースポーツは、老人福祉の相談業務等の実績はあるでしょうか。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 答弁願います。

伊神課長。

○長寿課長（伊神竜一君） 本県において、愛知県においては特に実績等はありませんが、シンコースポーツ中部ということではなく、シンコースポーツ全体、親会社も含めてということになると、関東、それから近畿地方で老人福祉センターに類するものの受託を行っておりますので、そういったノウハウは使えるものと考えております。

以上です。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 今回の指定管理者の指定について、応募は何件あったのでしょうか。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 答弁願います。

伊神課長。

○長寿課長（伊神竜一君） 1者です。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 今年度まで指定管理者を受けていただいている社協さんいるんですけども、いろんな民間のノウハウを活用して、サービス向上ということも、指定管理の理由の1つになっているかと思うんですけども、今回社協さんが手を挙げられなかったという理由は把握はされていますか。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 答弁願います。

伊神課長。

○長寿課長（伊神竜一君） これも社会福祉協議会のほうから直接的にこういった理由で手を挙げませんでしたというふうに聞いているわけではございませんので、こちらの推測という形になりますが、やはり福祉体育館と一体管理ということで、福祉を主な事業とする社会福祉協議会さんには難しいのかなというふうに想定はしております。

以上です。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 最後、1点確認したいんですけども、指定管理に出すと、ほかの公園だとか、ほかのも進んでいるんですけども、毎年モニタリング調査をやられて、報告が上がってきます。

そういったときに市民の利用者の方の満足度調査とかもあるかと思うんですけど、それは開示、全て開示されていくということによろしいですか。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 答弁願います。

伊神課長。

○長寿課長（伊神竜一君） 実際、公表しているモニタリングの中では、アンケートを行った主な意見というのは載せているという状況でございます。

ですので、今後それをどうしていくかというところまでは、まだ、すみません、ちょっと検討はしていないところなんですけれども、当然に利用者の方の意見を反映していくというのは大切なところでございますので、受託する事業者等々、調整しながら、その辺も考えていきたいと思っております。

以上です。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 今の件なんですけど、今後検討していきたいというふうなお答えなんですけど、開示していくという明言はここではできないですか。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 答弁願います。

伊神課長。

○長寿課長（伊神竜一君） これはそうですね。アンケートの結果というのは確かに重要とは思いますが、やはり受託するところと、どのような形で、その情報を提供するの  
か、また、それを含めて、どのような形で運営を考えていくのかということとセッ  
トじゃないと、あまり意味がないのかなというふうに考えておりますので、受託の今後の  
管理者と相談しながら考えていきたいなと思っております。

以上です。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） ほかにございませんか。

近藤委員。

○近藤ひろひで委員 委員長に申し上げます。

本会議場での議案質疑で答弁、質問と答弁されたことは、この委員会では重ねて質問を  
許されるんでしょうか。それだけ、今後のことがありますので、確認してください。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 御遠慮いただくよう、よろしくお願ひします。

（もっと明確に言ってください。本会議場での声あり）

（全く同じことを言ってるの声あり）

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） そうですね。

（本会議場での質疑が意味なくなっちゃうからの声あり）

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 本会議場で行われた質疑と同じ質問はしないでいた  
だきたいとお願ひしたい。

近藤委員。

○近藤ひろひで委員 そういう事例がこの後出てきたときは委員長が采配されるというこ  
とでよろしいでしょうか。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） はい。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 確かに本会議場の質疑と全く同じことを聞くのはどうかなと思いま  
すが、その確認を踏まえて、次の深掘りというのか、そういうのはあるかと思うし、総務  
委員会のときでも、皆さん確認ありましたので、その辺は御配慮いただきたいと思いま  
す。

（健康福祉委員会の話しているんだの声あり）

（挙手、挙手しての声あり）

（総務委員会のは関係ないの声あり）

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 挙手願ひします。

(いや、独り言です。独り言ですので続けてくださいの声あり)

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） すみません。

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

浅井委員。

○浅井たかお委員 反対の立場で討論いたします。

9月議会での条例改正により、老人福祉センターは、17時から21時まで、高齢者も含めて、有料となってしまいました。

老人福祉センターは本来、老人に対しての相談業務や教養向上のために設置された施設です。本来の用途以外にも使用し、事業者をもうけさせるようにする変更は認めることができません。

また、老人福祉センターは、施設の性質上、利益を追求する企業が指定管理を担って行う事業とするにはふさわしくないと 생각합니다。

以上のことから反対します。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 ちょっと指定管理の在り方について、ちょっと考えの違いがあるとは思いますが、今は全てを公共で賄えない時代になっていて、公共施設というのは、地域社会とか市民にとって、なくてはならないサービスであって、受注した会社も、指定管理として公共施設を運営することによって、会社の知名度は上がったりします。

ただ、気をつけていただきたい点は、指定管理に変わった当初等は、公園の草刈り等もあったように、今まで蓄積したノウハウですか、ここは新たな指定管理者にうまく引き継がれない点はこれ、往々にありますので、この点をちょっと注意していただきたいと思えます。

また、コスト削減のために、人員を十分に確保せずに、サービス低下しないようお願いして、賛成といたします。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 議案第82号について、反対の立場で、簡単に討論します。

民間との連携というのは時代の流れですし、コスト節減、市民サービス向上ということは大事だと思っています。

先ほど1点確認した、その情報開示の点で、ちょっと懸念があります。

もちろん指定管理審査委員会というものがあって、そこできちっとチェックも評価もされているんですけども、そういったことも含めて、その評価のプロセスが、議会として求めたときにきちっと、もちろん個人情報だとかは黒塗りですけども、きちっと出すよという、そういう姿勢がないと、ブラックボックス化というんですかね、その議会としてチェックする責任が果たせないことをちょっと危惧しております。

この件については、また本会議場でということで、反対の立場です。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第82号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 賛成多数であります。よって、議案第82号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第87号 豊明市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

本案件につきましては、既に本会議場で近藤保険医療課長により提案説明を受けていますので、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第87号は提案説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

浅井委員。

○浅井たかお委員 今月12月に出産される場合ということですね、は、これは対象になるでしょうか。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 答弁願います。

近藤課長。

○保険医療課長（近藤有紀子君） 施行日前の出産でも施行日以降に免除対象月があれば対象となりますので、12月でも対象になります。11月以降の、1日以降の出産ですと、1月分は免除という形で、そちらのほうも対象になります。

以上です。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） ほかにございませんか。

一色委員。

○一色美智子委員 ちょっと1点確認だけさせていただきます。

(マイクの声あり)

○健康福祉委員長(堀内ちほ議員) マイクをお願いします。

○一色美智子委員 出産ってありますが、これ、死産とか流産もそのような対応と同じですか、伺います。

○健康福祉委員長(堀内ちほ議員) 答弁願います。

近藤課長。

○保険医療課長(近藤有紀子君) 妊娠85日以上の分娩は対象として取り扱われますので、死産ですとか流産についても同じ扱いとなります。

以上です。

○健康福祉委員長(堀内ちほ議員) ほかにございませんか。

浅井委員。

○浅井たかお委員 第27条で提出しなければならないものに、個人番号とありますが、マイナンバーカードを持たない方も同様に手続をしてもらえるのでしょうか。

○健康福祉委員長(堀内ちほ議員) 答弁願います。

近藤課長。

○保険医療課長(近藤有紀子君) 第27条にあります届出についての個人番号でございますが、オンライン資格確認のために必要とするものでございます。

基本的にマイナンバーカードを所持しているものと、あとマイナンバーを個人が持っているということは別物になりますので、確認のほうは行わせていただきます。

以上です。

○健康福祉委員長(堀内ちほ議員) ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 国の施策ということですが、これは全国一律という確認でいいのかということと、その月数が、1人のお子さん出産だと4か月間、複数のお子さんだと6か月間の期間があるんですけども、その月数というのは市独自で決められるものなのでしょうか。

○健康福祉委員長(堀内ちほ議員) 答弁願います。

近藤課長。

○保険医療課長(近藤有紀子君) 本会議場でも一部お伝えいたしましたが、今回の改正につきましては、全世代対応型の社会保障制度改革の一環として、全国的に執り行われる

ものでございます。

5月19日に公布されております全世代対応型の健康保険法一部改正法ですとか、7月に公布されております、それに関連する政令等においても、4か月、6か月というのは明記されている内容でございます。

以上です。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 明記されているということで、例えば、本市で、それが、極端な話、7か月とか8か月とか、逆に短くということも、市独自でやれるということでしょうか。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 答弁願います。

近藤課長。

○保険医療課長（近藤有紀子君） 独自で条例制定を進めれば、可能性としては、あるかと思いますが、この制度につきましては、ほかの育休とは別といたしましても、厚生年金保険料ですとか、社会保険においても、同等の制度があり、それに準じる形で、国民健康保険を進められてきた流れでございます。

以上です。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） ほかにございませんか。

浅井委員。

○浅井たかお委員 会社員の加入する健康保険では、既に産前産後や育休中は免除されておりますが、市独自で育休中の減免、保険料の減免は考えていなかったのでしょうか。あと、実施しない理由も教えてください。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 答弁願います。

近藤課長。

○保険医療課長（近藤有紀子君） 本会議場でお伝えした内容と同じでございますが、一部本会議場でお伝えしてなかった内容といたしまして、国民健康保険は、自営業の方とかを対象としております。国のほうは、今社会保険の対象者の拡大を進めている流れでございます。

育休制度につきましては、主に企業に勤める方とか、そういった方が対象となりますので、国民健康保険においては、育休という条件に当てはまる方自体が非常に極めてまれであるということもありまして、この制度となっております。

以上です。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

浅井委員。

○浅井たかお委員 待ってくださいね。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 浅井委員。

○浅井たかお委員 すみません。反対の立場で討論させていただきます。すみません。間違えました。賛成です。ごめんなさい。賛成の立場で討論いたします。

（顔の前でこうやって読んだほうがいいんじゃないの声あり）

○浅井たかお委員 すみません。

国や県からお金が出るから、その分だけ軽減するといった、国追従の姿勢がはっきり表れていると思いました。

会社員の加入する健康保険には、既に育休中は免除されているということで、国民健康保険はようやく産前産後のみが免除されるということで、それで、市独自でも育休中も上乘せすべきですけれども、市独自の支援策に対する検討が1つちょっと足らなかったということが思われました。

そういったことも今後考えていただくことを要望して、賛成の討論といたします。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第87号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第87号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第88号 豊明市立保育所設置条例の一部改正についてと議案第89号 財産の無償譲渡について（内山保育園）は関連がありますので、一括議題としたいが、これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 御異議ありませんので、議案第88号と議案第89号を一括議題といたします。

理事者の説明、質疑、討論は一括して行い、採決は議案ごとで行います。

議案第88号と議案第89号について、理事者の説明を求めます。

塚本こども保育課長。

○こども保育課長（塚本由佳君） 議案第88号 豊明市立保育所設置条例の一部改正について御説明いたします。

この案を提出いたしますのは、令和5年度末に豊明市立内山保育園を廃止することに伴い、必要があるからでございます。

1枚おめくりください。

この条例は、豊明市立の保育所として設置する施設の名称及び所在地を定めるものです。令和5年度末に内山保育園を閉園とすることから、別表に定める8園から、内山保育園の項を削除いたします。

なお、この条例は令和6年4月1日から施行いたします。

以上で議案第88号の説明を終わります。

続きまして、議案第89号、財産の無償譲渡（内山保育園）について御説明いたします。

この案を提出いたしますのは、豊明市立内山保育園の民営化において、当該建物を移管先法人に無償譲渡するに当たり、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求める必要があるからでございます。

それでは、内容について御説明させていただきます。

1、無償譲渡する建物の所在地は、豊明市栄町内山67番5、67番9、67番22です。

2、無償譲渡する建物の概要は、まず初めに、（1）内山保育園園舎です。構造は鉄筋コンクリート造2階建、延べ床面積1,016.63平方メートル。建築年は昭和49年、一部、昭和50年でございます。

次に、（2）内山保育園倉庫でございます。構造はコンクリートブロック造1階建、延べ床面積16.95平方メートル。建築年は昭和49年でございます。

3、無償譲渡する相手方は、内山保育園移管先法人、広島県広島市西区庚午中1丁目7番24号、株式会社アイグラン、代表取締役、橋本雅文でございます。

4、無償譲渡する日は、令和6年4月1日でございます。

このたびの内山保育園の建物を無償譲渡いたしますのは、民営化後において、引き続き安定的な保育事業の運営を行うためでございます。

以上で説明を終わります。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

近藤委員。

○近藤ひろひで委員 確認も含めて質問します。

この89号は財産の無償譲渡ということで、財産とは、建物、その建物とは園舎と倉庫、それについての議案を提出されたということによろしいですか。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 答弁願います。

塚本課長。

○こども保育課長（塚本由佳君） 委員のおっしゃるとおりです。

以上です。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 譲渡した後に、この冒頭に出た議案のように、小学校のように、外壁とか防水とか配管など老朽した場合、市が改修費用を持つのか、譲渡したから、このアイグランさんですか、が改修費用を負担するのか、教えてください。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 答弁願います。

塚本課長。

○こども保育課長（塚本由佳君） 移管後の改修につきましては、基本的に事業者が行うということになっております。

ただ、保育所の改修につきましては、国庫等の補助金も市の補助金もございますので、そちらのほうの負担はございます。

以上です。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 ちょっと関連。

これ、東郷もそうだったんですけども、市が改築する場合、全額市費で、補助金が出ないと聞いたんですけども、これ譲渡した場合、民間の会社、権利が移動した後、国庫とか市の補助金が出るものですか。どういう負担、どういう比率で出るか、教えてください。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 答弁願います。

塚本課長。

○こども保育課長（塚本由佳君） 今、委員がおっしゃられたとおり、市が市のものを改修する場合は、100%市の負担というふうになります。民間業者がやった場合ですが、国に3分の2の負担。

（国が3分の2の声あり）

○こども保育課長（塚本由佳君） はい。市としては、12分の1の負担でできるということになっております。

以上です。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 三浦委員。

○三浦桂司委員 大分分かりましたね。

職員さんの待遇ですけども、会計年度職員さんもいると思うんですけども、内山、今、保育園にいる保育士さんの今後はどういう、なるのか。

また、これ民間に委託して、こういう保育園になりますよという入園説明会というのは開催したのかどうか、お願いします。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 答弁願います。

塚本課長。

○こども保育課長（塚本由佳君） まず、保育士の件ですが、保育士につきましては、市内の公立保育園のほうで異動していただくような形を今考えております。

あと、説明会につきましては、入園者の方への説明会や、保護者会の説明会をしておりますので、各1回ずつ行っております。地域の説明会は、来月の1月20日に行う予定をしております。

以上です。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） ほかにございませんか。

浅井委員。

○浅井たかお委員 内山保育園の園舎と倉庫には耐震工事は既にしてありますでしょうか。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 答弁願います。

塚本課長。

○こども保育課長（塚本由佳君） 耐震工事のほうは行っております。

以上です。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） ほかにございませんか。

浅井委員。

○浅井たかお委員 確認ですけど、園舎の耐用年数はもともと何年で、残りは何年あるでしょうか。

（本会議でやりましたの声あり）

○浅井たかお委員 確認、確認です。すみません、お願いします。

（確認してみたほうがいいんじゃないの声あり）

（委員長、やりましたの声あり）

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 浅井委員、同じ質問はお控えください。

○浅井たかお委員 分かりました。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 関連でお願いします。

○浅井たかお委員 では、算定の際、不動産鑑定士による鑑定はされたでしょうか。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 今の質問、いいのかな。

（最新の年数を聞いて、そこからの引き算じゃないのの声あり）

（違う質問のほうがいいんじゃないの声あり）

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 浅井委員、別の質問ですか。

○浅井たかお委員 すみません。別です。ごめんなさい。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） もう一度質問をお願いします。

○浅井たかお委員 この内山保育園の園舎と倉庫の資産価値の算定を出す場合、不動産鑑定士による鑑定はされたのでしょうか。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 答弁願います。

塚本課長。

○こども保育課長（塚本由佳君） 本会議でお答えしたとおり、不動産鑑定士の鑑定はしておりません。

以上です。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 浅井委員にもう一度お願いします。同じ質問は繰り返さないよう、よろしくをお願いします。

ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 公立保育園を民間にということ、以前その基本的な市の考え方として、3園、沓掛と東部と内山ということ、これが3園目でなんですけども、これで民営化というのはもう一旦区切りというのか、という確認をしたいんですけども。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 答弁願います。

塚本課長。

○こども保育課長（塚本由佳君） 3園ということ、内山が一番最後になりますので、今のところの計画としては、これでということになります。

以上です。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） ほかにございませんか。

ごめんなさい、ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 あと、この2年ほど前に、移管先を募集する要項を見ましたら、この建物のことについて、無償で譲渡しますということが明記された上で募集されていたん

ですけれども、本会議場で、その資産価値のところで約5,300万円ほどというのがメモってあるんですけれども、この、今、議案がこうして無償譲渡する議案が89号で出てきているんですけれども、その募集の段階で、市が事業者に建物を無償で譲渡しますということを明記していることについては、特に問題はないんでしょうか。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 答弁願います。

塚本課長。

○こども保育課長（塚本由佳君） 募集要項のほうで議会の議決を必要とするものということにしてありますので、一応議会の議決をされたらということになっておりますので、問題ないと思います。

以上です。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） ほかにございませんか。

一色委員。

○一色美智子委員 この公立保育園の内山保育園ですが、今までこれ、福祉避難所になっていたと思うんです。これを廃止すると、その機能は今後どのようになっていきますでしょうか。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 答弁願います。

塚本課長。

○こども保育課長（塚本由佳君） 一応福祉避難所は公立保育園ということになっておりますので、福祉避難所としての機能は失うこととなります。

以上です。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 三浦委員。

○三浦桂司委員 ちょっと先ほどの質問の続きになるんですけれども、改修費用が国が3分の2で、市が12分の1と。大体幾らぐらいかかるか分かるか、分からなかったらいいですけれども。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 答弁願います。

塚本課長。

○こども保育課長（塚本由佳君） 一応、今年度の補助金の計算とかで行いますと、一応、国も青天井で補助金を出すということではございませんで、最高額がありますので、最高額のところで計算させていただきますと、2億6,000万程度の工事に対して、国が1億7,000万ぐらいの補助金、市としては、二千二、三百万の負担という形になるかと思えます。

以上です。

（マックスねの声あり）

○こども保育課長（塚本由佳君） マックスですね。はい。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 園舎と倉庫の無償譲渡の件ですけれども、先ほど耐震工事も済んでいるよ、資産価値が5,300万程度あるよというところで、なぜ無償、無償というふうに。先ほど、繰り返しになります、経営の、民営化後の経営の安定ということはお答えになられたんですけれども、なぜ無償なのかなというところがちょっと引かかるんですが。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 答弁願います。

塚本課長。

○こども保育課長（塚本由佳君） 既存の建物は、トイレ改修や空調工事など、今後ですが、老朽化が進んでおりますので、必ず改修が必要となってまいります。

内山保育園については、大規模改修をまだやっておりませんので、いずれ、青い鳥や二村、そういった公立園と同じような改修が必要であります。こちらの場合を市単独でやる場合は、先ほどもお話ししたとおり、全て100%市の負担ということになりますが、こちらのほうを軽減といいますか、ちょっと負担を軽くするといった意味もございまして、今回こういう無償化のほうをさせていただいているということになります。

そちらのほうをやっていないというところで、今後、移管業者はその分を改修する必要も出てまいります。そちらの運営に、金額のほうを基本的にそちらにかけるのではなく、保育のほうとか、新しい改修費のほうにかけていただきたいという思いから、今回は無償譲渡させていただきたいというふうで提案させていただいております。

以上です。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 近藤委員。

○近藤ひろひで委員 関連で。

私の解釈ですけれど、あまり手を入れてない状態で移管するというので、イニシャルコスト、また、もしくはランニングコストで、いろいろなぶらなければいけない部分が多い。それが、恐らくもう数千万は当然かかるだろうというところも加味して、無償という判断をされたのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 答弁願います。

塚本課長。

○こども保育課長（塚本由佳君） 委員のおっしゃるとおり、どうしてもコストがかかるものになりますので、改修とかを業者さんのほうにまたお願いすることになると思います。

以上です。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

浅井委員。

○浅井たかお委員 議案第88号、89号、財産の無償譲渡について、反対の立場で討論いたします。

内山保育園は、昭和49年、一部、50年に建築された建物ですけれども、耐用年数は残り30年残っているとお聞きしました。それに耐震化工事も済んでいます。

不動産鑑定士での鑑定はされておきませんが、固定資産税評価額では5,300万の評価がされています。建物は古いとはいえ、耐用年数がまだ30年も残っているということで、それも建設当時に多額の税金も投入されています。

それにもかかわらず、民間業者にただであげてしまうということは、市民には納得、理解してもらえないのではないのでしょうか。

無償譲渡の理由として、民間業者の初期費用負担の軽減のためと本会議のほうで答弁がありました。民間業者には早く利益を上げられるようにという配慮ということになります。

豊明市の貴重な財産を、しかも5,300万円の価値があるのにただであげてしまおうとしているのです。

そもそも公立の保育園で、何の問題もないのに、なぜわざわざ民間に保育事業をさせなければいけないのか、私には理解できません。

以上の理由でこの議案に反対します。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 浅井委員に確認させていただきます。今のは88号の討論でよろしかったですか。

（両方やれって言ったんじゃないの声あり）

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 88と89。

○浅井たかお委員 88と89です。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 両方と。

（両方に反対でいいのの声あり）

（もう一回指名して、もう一回言ったらの声あり）

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 浅井委員、もう一度お願いします。

○浅井たかお委員 一括でということで、反対です。

（どれとどれを、数字で言わないと、議事録残せれんの声あり）

(何号と何号にの声あり)

(ちょっといいですかの声あり)

○健康福祉委員長(堀内ちほ議員) 三浦委員。

○三浦桂司委員 委員長、冒頭に、討論は一括して、採決は別々と言ったのは、そういう意味じゃないんですか。

○健康福祉委員長(堀内ちほ議員) だから、88と80……。

○三浦桂司委員 両方、じゃ、討論。委員長が最初にそうやって言われたんで、討論は88と89という、いいじゃない。

(発言する者あり)

○健康福祉委員長(堀内ちほ議員) 88、89の一括の討論で。

(はいの声あり)

○健康福祉委員長(堀内ちほ議員) ありがとうございます。

ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 これは、昨日、内山保育園をちょっと外から見てきましたが、外壁とか、これ、先ほど言った防水とか配管など、50年近くたっているんで、恐らく損傷がひどく、先ほど聞いたら、億単位の改修費用が必要だと聞きました。

以前入札した会社というのは、全面建て替えだったんですけど、今回は大規模改修でも、30年以上もつのではないかということで、建物のみの譲渡で、土地は貸出しということで、数億円、国が3分の2の補助を持ってくれるということで、市としては軽減負担になると思います。

先ほどちらっと言いましたけども、よその市町で一部の保育園が問題化していますので、そうならないように、その点だけは気をつけていただくことを要望して、賛成といたします。

(やっぱり88と89、どっちか聞かなあかん。だから、88がパスで、89は通しますじゃないから、あり得ないからの声あり)

○三浦桂司委員 でも、最初に冒頭にそうやって。

(一括だっていうけど、討論は一括だけど、討論というのは賛成と反対出るからの声あり)

(88と89を賛成ということでいい、付け加えての声あり)

○三浦桂司委員 じゃ、追加で。88と89を両方とも賛成ということでお願いいたします。

○健康福祉委員長(堀内ちほ議員) ほかに。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 議案第88号 豊明市立保育所設置条例の一部改正については賛成、89号の財産無償譲渡については反対の立場で討論いたします。

無償譲渡の件ですね、先ほど今後の改修工事費だとか、国からマックスの金額もありました。今までも耐震改修工事だとか、いろんな補修してきました。その資産価値が5,300万もあるということで、それも市の財産です。

私はそういった、国からも補助も今後入ってくるわけですし、市の財産、市民の財産ということで、私の感覚では、普通、無償で譲渡というのは何か引かかるというのか、腑に落ちないんです。

仮に、これがもし豊明市内の事業者さんであったり、会社さんに、ここの内山保育園を譲渡するのであれば、そういう無償もあるのかなと思うんですが、これまた県外のほうにお金も流れていくということもあります。

なので、定員が拡大、定員枠が拡大するというのは非常にいいことだと思うんですけども、無償で譲渡するという点については反対の立場でさせていただきます。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） ほかにございませんか。

近藤委員。

○近藤ひろひで委員 質問と重なりますが、賛成の討論。

まず、89号について賛成の討論をします。

先ほど申しあげましたとおり、今の建物の資産価値を上回る改修等が、初期と、それから運営していくところで必要だということで、これを例えば、5,900万で買ってというのは押しつけになると思うんですね。そんな押しつけをしてまで、これを受ける業者はいないと思うんです。

ですから、この無償譲渡というのは適正であると思います。

この89号に賛成でありますので、88号反対すると、つじつまが合いませんので、88号についても賛成という討論いたします。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

初めに、議案第88号について採決を行います。

議案第88号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 賛成多数であります。よって、議案第88号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第89号について採決を行います。

議案第89号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 賛成多数であります。よって、議案第89号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第91号 令和5年度豊明市一般会計補正予算（第9号）についてのうち、本委員会所管部分についてを議題といたします。

本案件について、理事者の説明を求めます。

小野寺地域福祉課長。

○地域福祉課長（小野寺良夫君） よろしくお願いたします。

委員長の御指示によりまして、議案第91号 令和5年度豊明市一般会計補正予算（第9号）についてのうち、本委員会所管分、地域福祉課所管分につきまして御説明をさせていただきます。

初めに、歳出から御説明いたしますので、歳入歳出予算補正事項別明細書、20ページ、21ページをお開きください。

21ページ中段、3款1項1目、2 福祉推進事業の説明欄、重層的支援体制整備事業交付金返還金558万4,000円は、令和4年度に交付された国県支出金の過大交付になっていた交付金の返還分であります。

最下段、3款1項3目、1 心身障害児者福祉推進事業の説明欄、電算関係委託料462万円は、障害福祉サービス等報酬改定に係るシステム改修に要する経費を増額しようとするものであります。

次のページをお開きください。

23ページ上段、2 心身障害児者扶助事業の説明欄、訓練等給付費7,790万円、介護給付費2,250万円、地域生活支援費1,800万円、心身障がい児通所・居宅サービス事業費1億円は、今後の実績見込額を踏まえて増額するものであります。

24ページ、25ページをお開きください。

25ページ下段、3款3項1目、1 生活保護事業の説明欄、生活保護費国庫負担金等返還金は、令和4年度に交付された国県支出金の過大交付になっていた生活保護費負担金などの返還分であります。

最下段、2目、1 扶助事業の説明欄、生活扶助費2,552万3,000円、住宅扶助費2,310万4,000円、医療扶助費3,752万3,000円は、今後の実績見込額を踏まえて増額するものであります。

続きまして、歳入を御説明させていただきます。

8ページと9ページをお開きください。

9ページ中段、14款1項1目、1 心身障害者福祉費負担金1億20万円は、歳出で御説明いたしました、訓練等給付費、介護給付費、心身障がい児通所・居宅サービス事業費に係る国庫負担金であります。

その下、4 生活保護費負担金6,461万3,000円は、歳出で御説明いたしました、生活扶助費、住宅扶助費、医療扶助費に係る国庫負担金であります。

10ページ、11ページをお開きください。

11ページ上段、14款2項2目、2 心身障害者福祉費補助金771万円は、歳出で御説明をいたしました、障害福祉サービス等報酬改定に係るシステム改修、いわゆる電算関係委託料に要する経費と、地域生活支援費に係る国からの補助金であります。

中段、15款1項1目、2 心身障害者福祉費負担金5,010万円は、歳出で御説明いたしました、訓練等給付費、介護給付費、心身障がい児通所・居宅サービス事業費に係る県負担金であります。

下段、15款2項2目、3 心身障害者福祉費補助金270万円は、地域生活支援費に係る県からの補助金であります。

続きまして、繰越明許費補正を御説明させていただきます。

5ページ、第2表 繰越明許費補正をお開きください。

上段、事業名、心身障害児者福祉推進事業462万円は、歳出で御説明をいたしました、障害福祉サービス等報酬改定に係るシステム改修に要する経費について、繰越明許を設定するものであります。

これは、報酬改定の内容が国から具体的な提示がなく、システムの改修が年度内完了の見込みがないおそれがあることから、設定をするものであります。

最後に、債務負担行為補正を御説明いたします。

6ページ、第3表 債務負担行為補正をお開きください。

下から4段目、生活困窮者学習等支援事業は、令和6年度から令和8年度までの3年間を期間として、限度額458万4,000円の債務負担行為を設定しようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 伊神長寿課長。

○長寿課長（伊神竜一君） それでは、長寿課所管分の補正予算について御説明いたします。

歳出の説明をいたしますので、補正予算書の20、21ページをお開きください。

下段の表、2段目、3款1項2目 老人福祉費の右ページ、6 地域介護予防活動支援事業22万5,000円は、高齢者ボランティアポイント制度の実施に当たり、想定よりもポイント交換の実績が伸びていることから、報償費の増額を行うものです。

その下、9 介護保険特別会計繰出事業245万9,000円は、介護保険特別会計の事務費の補正増額に伴う繰出金の増額分です。

続いて、歳入です。

14、15ページをお願いいたします。

上段の表、介護保険特別会計繰入金の11万3,000円は、地域介護予防活動支援事業の財源の介護保険料相当分として、介護保険特別会計から繰り入れるものです。

次に、債務負担行為補正です。

6ページにお戻りください。

表の中ほど、老人福祉センター等に係る指定管理者の指定は、議案第82号で上程しております老人福祉センター及び陶芸会館の指定管理の指定に係る契約事務を行うに当たり、令和6年度から3年間の債務負担行為を設定するものです。

以上で説明を終わります。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 近藤保険医療課長。

○保険医療課長（近藤有紀子君） それでは、保険医療課所管分につきまして、御説明いたします。

まず、主な歳出から御説明をいたしますので、補正予算書22ページ、23ページを御覧ください。

表の中ほど、4目 福祉医療費、福祉医療事業で7,182万6,000円の増額でございます。これは、主に障害者医療や子ども医療を含む福祉医療助成費と養育医療助成費の今後の実績見込み増によるものでございます。

また、下段、5目 後期高齢者医療費、後期高齢者医療事業で1,189万6,000円の増額は、後期高齢者医療で自己負担を除く医療にかかる費用の前年度市町村負担分に関する精算額でございます。

それでは、主な歳入についても御説明いたしますので、補正予算書12ページ、13ページを御覧ください。

上段、15款2項2目 民生費県補助金、福祉医療費補助金の2,053万円の増額は、先ほど歳出で御説明いたしました、障害者医療や子ども医療を含む福祉医療助成費に関する県の補助金でございます。補助割合につきましては、障害者医療、子ども医療などの種別により異なります。

以上で保険医療課所管分の説明を終わります。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 松村子育て支援課長。

○子育て支援課長（松村清子君） それでは、子育て支援課所管分につきまして、初めに歳出から説明いたします。

補正予算書24、25ページを御覧ください。

最上段の3款2項1目 児童福祉総務費、3 児童福祉事務事業1,646万円の増額です。説明欄を御覧ください。

消耗品費及び備品購入費は、子育て支援に役立てることを目的に、民間企業様から御寄附を頂きましたので、子育て支援センターの遊具などを購入するため、それぞれ7万9,000円、75万5,000円増額するものです。

その下、子ども・子育て支援交付金等返還金1,562万6,000円は、令和4年度分の精算により返還するものです。

26ページ、27ページを御覧ください。

中ほどにございます、4款1項2目 母子保健費、1 母子保健活動事業52万9,000円の増額につきましては、母子保健衛生費補助金返還金として、令和4年度分の精算により返還するものでございます。

続きまして、歳入を御説明いたします。

12ページ、13ページを御覧ください。

下段の17款1項1目 一般寄附金、1 一般寄附金のうち、説明欄、児童福祉費寄附金83万2,000円は、先ほど歳出で御説明いたしました、民間企業様より御寄附を頂いたものでございます。

続きまして、債務負担行為補正を御説明いたします。

6ページを御覧ください。

表の下から5つ目、ひとり親家庭等学習等支援事業は、これまで実施しております、生活困窮者学習等支援事業を2つの事業に分けることで、新たな財源確保となる事業です。

期間は令和6年度から令和8年度、3年間の限度額は687万9,000円です。

以上で説明を終わります。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 塚本こども保育課長。

○こども保育課長（塚本由佳君） それでは、こども保育課所管分につきまして御説明いたします。

初めに、歳出から御説明いたしますので、補正予算書24、25ページをお願いいたします。

中段、3款2項2目 保育園費を274万円増額するものでございます。保育人件費を440

万円減額し、保育事業を714万円増額いたします。

説明欄を御覧ください。

認可外保育施設光熱費高騰対策支援金35万4,000円は、光熱費高騰の影響を受ける市内の認可外保育施設4施設への支援金です。

その下、子どものための教育・保育給付交付金等返還金678万6,000円の主な理由は、子育てのための施設等利用給付費交付金返還金349万円余、保育対策総合支援事業費補助金返還金150万円余など、国等への返還金でございます。

続いて、債務負担行為について御説明いたしますので、6ページをお願いいたします。

上から6段目、公立保育園ICT化事業4,532万3,000円です。市内公立保育所7園に、登降園管理等ができるICTを導入するもので、令和6年度から3年間分を計上するものです。今後プロポーザルを実施し、令和6年度中に導入を目指します。

以上で説明を終わります。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 川原健康推進課長。

○健康推進課長（川原静恵君） それでは、健康推進課所管分につきまして御説明いたしますので、補正予算書の26、27ページを御覧ください。

4款1項1目 保健衛生総務費、1 保健衛生人件費は660万円の減額です。

続いて、3目 健康推進費、2 成人予防接種事業204万2,000円の増額につきましては、説明欄を御覧いただきます。令和4年度の風しん対策事業費について実績報告に基づき返還するものです。

その下、3 新型感染症予防接種事業4,916万4,000円につきましては、説明欄を御覧いただきます。令和4年度の新型コロナワクチン接種事業について、実績報告に基づき、負担金を返還するものです。

以上で説明を終わります。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 理事者の説明は終わりました。

近藤課長。

○保険医療課長（近藤有紀子君） 説明にて、誤りがございましたので、訂正させていただきます。

歳入についてでございます。

補正予算書12ページ、13ページの説明でございます。

上段15款2項2目 民生費県補助金、福祉医療費補助金の金額を2,053万円と申し上げましたが、2,053万3,000円でございます。失礼いたしました。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 理事者の説明は終わりました。

ここで、会議の途中でありますが、10分間の休憩といたします。

午前10時58分休憩

午前11時8分再開

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

これより質疑に入ります。

質疑については、ページ数を示してからお願いします。

質疑のある方は挙手願います。

浅井委員。

○浅井たかお委員 ページ数6ページの第3表の債務負担行為の補正追加についてです。

ひとり親家庭等学習等支援事業を新たに実施する理由について御説明をお願いします。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 答弁願います。

松村課長。

○子育て支援課長（松村清子君） ひとり親家庭等学習等支援事業でございますが、その下にあります生活困窮者学習等支援事業におきましても、同じ内容のことは既に実施しているところでございます。

生活困窮者のほうは、国の補助が2分の1、市が2分の1という比率でございまして、新たな財源確保というところでは、ひとり親家庭のほうの補助が、それに加えて県が4分の1つくということでございまして、市の負担が減る、財政的にも確保できるということで、今回、2つの事業に分けてということで、計上させていただいております。

以上です。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） ほかにございませんか。

浅井委員。

○浅井たかお委員 同じく、この債務負担行為の補正に追加ですけど、ページ数6、生活困窮者学習等支援事業というのは、この今のひとり親家庭のものと別々にプロポーザルを行うのでしょうか。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 答弁願います。

小野寺地域福祉課長。

○地域福祉課長（小野寺良夫君） お答えをさせていただきます。

これから事業者選定の作業を進めてまいります。こちらのほうは、子育て支援課と共に計画を立て、計画的に事業者選定のための取組を行ってまいりたいというふうに思っております。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 21ページの1項 社会福祉費、1目 福祉推進事業の2以降は、重層的支援体制整備事業の交付金返還金ですね、558万4,000円。重層的支援というのは、高齢者とか障がい者とか子どもとか生活困窮者、多岐にわたるので、内容はいいんですが、いいということはないんですけど、多分。

国庫に幾ら返還して、県に幾ら負担するかちょっと教えてください。この558万円の内訳を。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 答弁願います。

小野寺課長。

○地域福祉課長（小野寺良夫君） 国庫分として375万5,000円、県費分として182万9,000円を返還するものであります。

以上です。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） ほかにございませんか。

浅井委員。

○浅井たかお委員 ページ数6、第3表の債務負担行為の補正について、生活困窮者学習等支援事業についてですけど、これはどれぐらいの参加率なんですか。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 答弁願います。

小野寺課長。

○地域福祉課長（小野寺良夫君） 令和4年度の実績で申し上げますと、申込者数は68名ございました。実際に、この学習支援に御参加をいただけてるという人数につきましては、55人。実績で55人ということでございます。

以上です。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 今と同じところの関連です。

ひとり親家庭のほうの財源ができるということで、ひとり親家庭のお子さんはこちらに当てはまるのかな。そうすると、こちらのほうには低所得の方は、入れないという言い方は変ですけども、ない。カリキュラムとかも変わるんでしょうか。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 答弁願います。

小野寺課長。

○地域福祉課長（小野寺良夫君） 予定しております内容につきましては、これはひとり親

家庭であろうが、生活困窮者であろうが、同じ取組をさせていただきたいというふうに考えているところであります。

以上でございます。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 同じページ、6ページの債務負担行為補正の公立保育園のICT化事業についてお聞きします。

3年間で4,532万3,000円の補正ということです。これの内訳、4,500万円余の中身をお願いします。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 答弁願います。

塚本課長。

○こども保育課長（塚本由佳君） こちらのほうはプロポーザルをやりますので、あまり細かいことがちょっと申し上げにくいところはあるのですが、無線化LANの工事費、あとタブレットの購入費、あと、システムのほうの使用料等が入っております。

以上です。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 3年間で4,500万円ということで、先ほど内山がなくなる、その7園で単純に割ると、大体1園当たり640万円ということで、それだけ見ると、おおと大きく感じます。

具体的なプロポーザル、これからということなんですけれども、その各園640万というのが適正なのかどうかというところの判断において、システム、ソフト、そういう、どのぐらいのものを入れるか、本会議場では欠席の連絡、お便りというのをお聞きしたんですけども、それだけでしょうか。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 答弁願います。

塚本課長。

○こども保育課長（塚本由佳君） どれぐらいのものというか、主な機能という形でお答えさせていただくということによろしいでしょうか。

出欠席の連絡や連絡帳、園だよりや献立表とかが、ICT化で、紙ではなく、アプリとかで見れるようになるといったものだとか、あと、登降園管理、そちらのもの、あと、帳票とかの管理とかを行えるものというふうで考えております。

以上です。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 関連です。

よく保育園でいろんな行事だとかあると、写真を撮ってもらって、それを販売もあるんですけど、それもこのICT化で、ダウンロードというのか、そちらのほうから購入ができるというイメージでよろしいですか。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 答弁願います。

塚本課長。

○こども保育課長（塚本由佳君） 写真のほうは、導入するアプリによって使えるものと使えないものがございますので、そちらのほう、要望が高いということでしたら、また、できるアプリでしたら導入していくような形になるかと思いますが、それは今後の検討ということになるかと思えます。

以上です。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 関連です。

これを導入した後の、毎年かかるランニングコストとかというのはどんな試算でしょうか。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 答弁願います。

塚本課長。

○こども保育課長（塚本由佳君） こちらのほうもちょっと導入するアプリによって、毎年の経費とかいうものが変わってきますが、使用料や保守料、そういったものを考えております。

以上です。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 23ページの心身障害児者扶助事業2億1,840万、金額が大きくて、いつも分かりづらいんですけども、ちょっと確認の意味も含めて、ちょっと国庫の入の部分でお聞きします。

1番目の訓練給付費、2番目の介護給付費が、いつも合算して補助金を頂いていると思うんですけども、これが、9ページの心身障害者福祉負担金のこれ、今、2つ合算すると、1億20万になって、その2分の1の障害者自立支援給付費等国庫負担金の5,020万、次のページの同じ項目の県費負担が2,510万というのでいいのかと、続けて言いますが、その心身障がい児通所・居宅サービス事業、これ1億。1億の半分の、これは名目が違うので、ちょっといつも分かりにくいんですけども、障害児入所給付費等国庫負担金5,000万と県費負担金2億5,000万というふうに捉えればよろしいですか。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 答弁願います。

小野寺課長。

○地域福祉課長（小野寺良夫君） 今、委員から発言のあったとおりでございます。

以上でございます。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 三浦委員。

○三浦桂司委員 その真ん中の地域生活支援費、ここ1,800万というところがちょっと分かりづらいんですけども、これは、入の部分で、どこに入って、この数字がうまくはじけないんですけども、これ1,800万の補助金の内訳をちょっと教えてください。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 答弁願います。

小野寺課長。

○地域福祉課長（小野寺良夫君） 歳入予算書につきましては、11ページにありますので、11ページを御覧いただきたいと思っております。

一番上段になりますが、これは国庫支出金になりますけども、地域生活支援事業費等補助金771万円の内訳として、歳出で計上している1,800万円に国の補助率2分の1を乗じて、交付率60%を掛け込んだ数字で計上しているものでございます。

実は、ここには電算関係委託料462万の国の補助もございまして、それを併せ持って771万ということで御理解を頂戴できればというふうに思っております。

こちらの1,800万円に対する県費の補助でございまして、こちらは、一番最下段になりますけども、同じく地域生活支援事業費等補助金270万と計上がございまして、1,800万円に補助率4分の1を乗じて、交付率60%、これを掛け込みますと、270という数字になります。

説明は以上でございます。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 今と同じところの、23ページの上の段、心身障がい児通所・居宅サービス事業費で1億円の増ということですが、詳しく何がどう増えていく見込みか、お願いします。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 答弁願います。

小野寺課長。

○地域福祉課長（小野寺良夫君） 今、委員からありました増の要因といたしましては、放課後デイサービスの利用者、あるいは児童発達支援事業所の利用者、これが増えている傾向にございます。数字で申し上げますと、128人程度、101人程度という増加であります。

ども、この影響を受けて、増額補正をさせていただこうというものでございます。

説明は以上でございます。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 今との関連ですが、利用者の増、利用する日数だとかも増えているかと思うんですが、その増の背景というのがどういうふうに捉えていますか。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 答弁願います。

小野寺課長。

○地域福祉課長（小野寺良夫君） こういった福祉サービスの利用に当たりましては、相談支援事業所で、こちらにサービス利用についての相談、調整を行った上で、サービス等利用計画を作成するというふうに思っております。

そういった背景の中で、利用する数が増えているのではないかなというふうに捉えているところでございます。

以上です。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） ほかにございせんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 ちょっと確認。

それ、ちょっと11ページの、国と県の補助率なんで、生活支援給付金補助、一番上の国庫のほうで2分の1掛ける、国庫が2分の1の、その60%と聞きました。そうすると540万円になるんですけども、300、残りが何て言いましたかね。残りは何、ちょっと。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） いいですか。答弁願います。

小野寺課長。

○地域福祉課長（小野寺良夫君） 予算書は21ページになりますけども、こちらの中で電算関係委託料462万円という額を増額補正させていただいております。この462万円に対する2分の1の国補助、そうしますと、210万円、先ほど委員がおっしゃってました540万円を足して、771万円という額になります。

以上でございます。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） ほかにございせんか。

浅井委員。

○浅井たかお委員 25ページ、3款3項2目の扶助事業8,615万円、生活扶助費や住宅扶助費、医療扶助費が増額している理由を御説明をお願いします。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 答弁願います。

小野寺課長。

○地域福祉課長（小野寺良夫君） 生活保護世帯というものにつきましては、月々によってその世帯数というのは違いがございます。

令和4年度と令和5年度の10月末現在の比較におきましては、令和5年度が、総数で261世帯となっております。一方で、令和4年度が244世帯ということでございますので、生活保護世帯の数そのものが増えているということもございまして、当初予算を編成した時点では、ある程度令和4年度の当初予算を見据え、令和4年度の当初予算と同額で計上したということもございまして、現時点で、決算見込みがある程度見えた時点で、増額補正をさせていただいて、対応させていただこうというものでございます。

以上でございます。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） ほかにございませんか。

浅井委員。

○浅井たかお委員 25ページの3款3項1目 生活保護総務費の通信運搬費についてですけど、この通信運搬費の中身の御説明をお願いします。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 答弁願います。

小野寺課長。

○地域福祉課長（小野寺良夫君） この通信運搬費の増の要因でございますけども、障がい福祉サービスの利用件数の増加に伴って……。

すみません、後ほどお答えをさせていただきます。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 後ほど。

じゃ、三浦委員。

○三浦桂司委員 23ページの福祉医療事業、ここの上から2段目の福祉医療助成費、これ金額は6,386万9,000円と、金額大きいんですが、ちょっと内訳を教えてくださいなんですが。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 答弁願います。

近藤課長。

○保険医療課長（近藤有紀子君） 委員がおっしゃられますように、福祉医療に関しましては、障害、精神、子ども、母子、後期高齢者というふうでございます。

それぞれの今回の補正予算での内訳額をお伝えいたします。

障害に関しましては。

（ゆっくりお願いいたしますの声あり）

○保険医療課長（近藤有紀子君） はい。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） ゆっくりお願いいたしますって。

○保険医療課長（近藤有紀子君） 失礼いたしました。

障害に関しましては、2,029万円程度でございます。

精神に関しましては、800万円程度。

子ども医療に関しましては、2,900万円程度。

母子に関しては増がございません。

後期高齢に関しては、500万程度を見込んでおります。

こちらのほうの積算につきましては、今年度と前年度の前半期の傾向を比較いたしまして、全体で前年度比9.25%の増加となっております。

特に、障害と子どもに関しては、前半期の伸び率が16%から17%と非常に大きくなっております。

特に、子どもに関しましては、元の総額が大きいので、今回も高額の補正となったものがございます。

以上です。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 小野寺課長。

○地域福祉課長（小野寺良夫君） 先ほど、浅井委員から御質問がありました生活保護事業の中の通信運搬費420万円増ということについて。

（42万円の声あり）

○地域福祉課長（小野寺良夫君） 42万円の増についてお答えをさせていただきます。

これにつきましては、先ほど生活保護世帯そのものが増えているというお答えをさせていただきましたけども、この申請世帯の増加に伴いまして、調査であったり、通知であったり、そういった郵送料が増えたということが主な要因でございます。

以上です。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） ほかにございませんか。

浅井委員。

○浅井たかお委員 生活保護の受給者が増えているようなんですけど、どれぐらい増えているのでしょうか。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 答弁願います。

小野寺課長。

○地域福祉課長（小野寺良夫君） 先ほどもお答えさせていただきましたとおり、令和4年度、令和5年度の10月末現在の比較におきましては、令和5年度が総数が261世帯、令和4年度が総数244世帯ということで、先ほどの答弁のとおりでございます。

以上であります。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 浅井委員。

○浅井たかお委員 すみません。それでは、生活保護がちょっと増えているということなんですけど、それ、そのことに関して、何か対策というのはお考えなのか、今実施されているのか。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 対策。答弁できますか。

小野寺課長。

○地域福祉課長（小野寺良夫君） 対策といいたいでしょうか、これは国の法定受託事務でございますので、国の制度にのっとって、しっかりと対応していくと、これ以外、何物でもないというふうに思っております。

以上でございます。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） ほかにございませんか。

一色委員。

○一色美智子委員 27ページの成人予防接種事業、風しん対策事業費補助金なんですけど、これ、来年までたしか無料だと思うんですけども、この進捗状況ってどんな感じかちょっとお聞かせ願えますか。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 答弁願います。

川原課長。

○健康推進課長（川原静恵君） 今、委員のおっしゃるとおり、こちらの事業は令和元年度からの事業となりまして、一度延長しておりまして、令和6年度までとなっております。

令和元年度から令和4年度までの抗体検査数の総数を見ますと、3,098人となっております。約、対象人数の方が8,700人となりますと、抗体の検査率としては、35.6%、あと、少し前の資料にはなりますが、全国と県と比べますと、豊明市としては、抗体の実施率が高いものとなっております。

以上です。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 一色委員。

○一色美智子委員 これ、続けて広報、PRなんかもされていくんですね。確認させてください。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 答弁願います。

川原課長。

○健康推進課長（川原静恵君） こちらにつきましては、委員のおっしゃるとおり、広報やホームページ、あと年度末に必ず抗体の検査が実施しない方については、個人通知を差し上げております。

令和6年度もそのような意向で考えております。

以上です。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 25ページの保育園費の保育事業の認可外保育の光熱費、これ県費補助というのはどうなっているか、ちょっと教えてください。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 答弁願います。

塚本課長。

○こども保育課長（塚本由佳君） 県費の補助につきましては、今回の認可外の保育施設についてはございません。

こちらのほうは、認可と権限移譲されてない認可外保育園につきましては、県の補助がありますが、豊明市の場合は、認可外保育施設については権限移譲されておりますので、県の補助がありませんので、今回、市で計上させていただくということでございます。

以上です。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 今の関連ですけれども、御説明で4施設あるということで、35万円余ありますけれども、これは均等に振り分けられるのか、実績に応じてなのか、どういうふうでしょうか。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 答弁願います。

塚本課長。

○こども保育課長（塚本由佳君） こちらは定員に応じて配分することになります。

以上です。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 三浦委員。

○三浦桂司委員 じゃ、これ補助率というのは、以前も行ったと思うんですけれども、県の補助率と同じ補助率ですか。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 答弁願います。

塚本課長。

○こども保育課長（塚本由佳君） 委員のおっしゃるとおり、県と同じ補助率でございます。

以上です。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 27ページの、すみません。一番下、新型感染症対策事業費4,916万4,000円、負担金返還金ということで、コロナのワクチン接種関連だと思うんですけども、5,000万円返還するというので、実績によるということなんでしょうけども、ちょっと確認したいのが、これだけ返す、打たなかった人がいるというか、当局としては、想定内の範囲の返還と思っているのかと、あと、その余ったワクチンというのはどんなふうになっているんでしょうか。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 答弁願います。

川原課長。

○健康推進課長（川原静恵君） 当初の予定としておりましたは、7割ぐらいの接種率を見込んでの予定としておりましたので、接種回数につきましては、見込みとしては、7万4,000余りを認め、想定しておりましたが、実績としては6万6,000余りとなっております。

ですので、想定内というか、その辺りはちょっと今の数を見ていただければと思います。

あとワクチンにつきましては、この歳出予算には入っておりませんが、適正に運用し、期限が切れたものとか、あとワクチンが交代したものについては廃棄をしておりますということです。

以上です。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

中村部長。

○健康福祉部長（中村泰正君） ちょっとよろしいですかね。

1点ちょっと諮っていただきたいんですが、ちょっと本会議場でちょっと自分が答弁した内容で、少しちょっと補足したいことがあるんですが、それについてちょっとお伝えしたいなと思うんですが、よろしいでしょうか。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） はい。

（要は発言を許可しますかっての声あり）

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 部長の発言を許可してよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 中村部長、お願いします。

○健康福祉部長（中村泰正君） すみません。

実は内山保育園の中に、現在子育て支援センターというのがございます。本会議場で、

これは廃止しますというふうに、私、答弁したんですが、南部地区の需要と申しますか、ニーズもございますので、ひまわり児童館の整備というのを今計画しておるんですが、その過程の中で、南部地区の子育て支援センターをここで整備していくということで、現在、検討を進めている、おりますので、南部地区が全くそういったセンターがなくなるというものではないですので、その点だけ少し補足させていただきます。

以上です。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） よろしいですか。

以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方、挙手を願います。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 議案第91号ですよね。一般会計補正予算（第9号）について、健康福祉所管部分については反対とします。

というのは、老人福祉センターの指定管理に関わる債務負担行為があるのと、あと公立保育園のICT化で、これ1園当たり、単純な割り算ですけど、640万で、先ほど詳しい工事内容というのは聞けなかったんですけども、ということです。

あとは本会議場で述べたいと思います。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 健康福祉委員会、この補正に係る部分、所管部分について賛成といたします。

総体的に、この委員会にかかる金額というのは、毎年毎年もう増えるばかりで、少子高齢化とか、医療が進めば進むほどかさばっていくという。特にこの10年ほど、この傾向は収まることはないと思います。

先ほどちらっと言われましたけど、補正予算書だけ見ると、当初予算の見込みが甘いと思われがちですけども、それは当初予算の見込額というのは、4年度決算が終わってない、終わってないんで、3年度決算で見ると、扶助費と医療費というのは同額、同額予算で大体見積もる傾向がありますので、当初からの伸びというのはなかなか積算できないと思います。

今回、豊明市単独では、これなかなか運営できませんので、扶助費とか、国の補助金などの支援金がないと、なかなか難しい部分があって、そんな中でも、独り親の学習支援事業とか、生活困窮者学習等支援事業と、これで分けていただいて、今まで1つだったのも、2つへの事業を分けることによって、新たな財源確保とか、対象者の支援を可能にするこ

とができますので、アンテナ高くして、国庫補助とか、県費補助をうまく活用していただき、市民が安心して暮らせるように、そういう事業にさせていただくことをお願いして、賛成といたします。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第91号のうち、本委員会所管部分については原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 賛成多数であります。よって、議案第91号のうち、本委員会所管部分については賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第92号 令和5年度豊明市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案件につきましては、既に本会議で伊神長寿課長より提案説明を受けていますので、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第92号は提案説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 9ページの7款 諸支出金の返還金のところですが、

3,229万9,000円の増額ということで、令和4年度の確定ということで、多かったから返すよというところです。

これは、予防報酬、いろんな包括の予防に力を入れて、その成果が出ているので、こういった返還が出ているよというふうな理解か、サービスが使いにくくなっているんじゃないかということの分析ですね、お願いします。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 答弁願います。

○長寿課長（伊神竜一君） こちらの返還金なんですけれども、例えば給付費等の、国、それから、県の負担分を歳入するものなんですけれども、国、それから県の負担分というのは、要は仮受金のようなものでございまして、年度の途中で恐らくこれぐらいの給付になるだろうというところを国、県に報告して、仮の金額で歳入する形になります。

それで、実際1年終わって、例えば4年度はこれだけの給付費だったということなので、

見通しよりも少なければ、お金を返すし、足りなければもらうというようなことになりますので、あくまで仮受金で余ったので返すと、そういった位置づけのお金でございます。

以上です。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方、挙手を願います。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第92号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第92号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第93号 令和5年度豊明市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案件につきましては、既に本会議で近藤保険医療課長により提案説明を受けていますので、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第93号は提案説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 すみません。

7ページですね。一番最後の後期高齢者健診委託料、はつらつ健診99万6,000円の増ですけども、こちら、増えているということで、どういうふうに捉えていますかね。

市民の意識が向上して、より受診して、高まっているからですかね。それとも委託料の単価でも上がっているんでしょうか。増の理由と分析をお願いします。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 答弁願います。

近藤課長。

○保険医療課長（近藤有紀子君） まず、委託料については、年度中変動はございません。

今回の伸びの要因につきましては、そもそも後期高齢者、団塊の世代が移行してまいりますので、被保険者数の伸びと、あとコロナ以降、受診が比較的低くいっていただけ

れど、受診率の伸びが予測されるため、当初予算で見積もったよりも、100人程度増加すると見込みましたものでございます。

以上です。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方、挙手を願います。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第93号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第93号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

これより、陳情の審査に入りますので、陳情と関係のない職員については、自席待機としたいが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 御異議がありませんので、陳情と関係のない職員については、自席待機とします。

ここで職員の入替えのため、暫時休憩といたします。

午前11時40分休憩

午前11時44分再開

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

初めに、陳情第12号 「現行の健康保険証の存続を求める意見書」の提出を求める陳情を議題といたします。

本陳情について、当局より状況等で説明できることがあればお願いします。

中村健康福祉部長。

○健康福祉部長（中村泰正君） 特にございません。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 陳情でありますので、直ちに質疑に入りますが、当局は質疑に対して分かる範囲でお答えいただきたいと思えます。

質疑のある方は挙手を願います。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 当局にお聞きします。

この陳情書の意見書案のどこにもあるんですけども、今回の保険証、健康保険証とマイナンバーカードに関する住民からの窓口への電話などの問合せというのか、そういうのはある、どのぐらいあるんでしょうか。また、その対応に、現場への負荷が大きくなっているという状況はあるでしょうか。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 答弁願います。

近藤課長。

○保険医療課長（近藤有紀子君） 手続に関する問合せはまれにございますが、現場の事務の負荷になるような事態は起こっておりません。

以上です。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

浅井委員。

○浅井たかお委員 陳情第12号 「現行の健康保険証の存続を求める意見書」の提出を求める陳情に対して討論します。

国は、マイナンバーカードの取得率を上げるために、ポイントのばらまきなどを行い、強引に利益誘導してきました。

しかし、そうした中でも、マイナンバーカードによって、別人の証明書が発行されたり、マイナ保険証に別人の情報が登録されている等、重大なトラブルが相次いでいます。国民からの不安と不信はますます募っています。

また、医療機関による入力間違いによるトラブルが、2021年秋以降で約7,300件もあるそうで、この意見書にもあるように、マイナ保険証のシステムを導入した医療機関のうち、約7割でトラブルが起きているとのこと。これは異常なことです。

マイナンバーカードの取得はあくまで任意であり、強引な進め方は認められません。カードに保険証機能を持たせ、2024年秋には保険証を廃止するなど、これは事実上の強制です。

この意見書にあるように、健康保険証は全員に交付した上で、保険証利用は任意とすることは当然のことと考え、採択とします。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） ほかにございませんか。

青木委員。

○青木けんじ委員 陳情第12号 「現行の健康保険証の存続を求める意見書」の提出を求める陳情書につきまして、不採択の立場で討論させていただきます。

これまでマイナンバーカード、様々なトラブルがあったことは承知しておりますが、逆に言えば、そのトラブルが明らかになったことで、そちらのほうの解消にしっかり努めていただいていることと思います。

さらに、マイナンバーカードが既に動き始めて、そちらのほうを取得の方にとっても、また、再び保険証に戻るといのは後退することになるかと思われますので、現行2種類が並行して動くということには、非常に好ましいことじゃないかなと思います。

また、この豊明市では特にトラブルを感じないということからすると、この市として、こちらのほうを採択するのは不適切じゃないかなと思います。もちろん全国的にはいろいろと勘案する部分があるかと思いますが、私としては、そちらのほう、以上のような観点から不採択の立場で討論をさせていただきました。

以上です。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 陳情第12号 「現行の健康保険証の存続を求める意見書」の提出を求める陳情に対して、趣旨採択の立場で討論します。

本市では、そういった問合せがそんな殺到しているとか負荷がかかっているということはないということは確かめました。いずれ全てマイナンバーカード、利用をしていくことはいずれはなってくと思ってます。

一方で、いろんな、別人のマイナンバーのひもづけなど、トラブルが発生しているのも事実であります。

I C T化、いろんなそういう先の将来の進んでいくのを見ながら、国民、市民に安心感を与える、安心感を提供できる体制というのは、必須事項だと思います。

この陳情書の趣旨のところですね、下から3行目に、これまで同様、健康保険証は全員に交付した上でという文言があります。この全員に交付というところが、希望者にといいふうならいいわけですけども、全員交付というところは逆に無駄になるんじゃないかなというふうに考えます。

趣旨には賛同しますが、以上の点で趣旨採択の立場を取らせていただきます。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

陳情第12号は採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 賛成少数であります。

続いて、陳情第12号は趣旨採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 賛成少数であります。よって、陳情第12号は採択、趣旨採択ともに賛成少数により、不採択すべきものと決しました。

続いて、陳情第13号 「パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報開示を求める意見書」の提出を求める陳情を議題といたします。

陳情者の小田桐様より陳情の趣旨説明の申出がありますので、5分以内で説明をお願いします。

○陳情者 豊明おはよう会の小田桐です。よろしくお願いします。

僕のような、ただの一般人が声を上げようと思うくらい、ちょっと本当に重大な問題が起ころうとしています。なかなか分かりにくそうな話かもしれませんが、この陳情によって問題点が伝わればと思います。

テレビや新聞でほとんど取り上げられることなく、秘密裏に議論が進み、WHOやその利権団体、厚生労働省の内部だけでパンデミック条約や国際保健規則の改定が、非公式会合で決められようとしています。

実は、既に2022年5月27日に国際保健規則の第59条の発効拒否または保留のための期限の短縮が、ほとんどの人が知らない間に改定されてしまっていたことも分かっています。発効されてしまってから拒否するまでの期間が短くなってしまいました。LGBTQの問題のときのように、ばたばたとしている間に議論もなく国会を通過してしまうようなことが懸念されます。

今回の改正内容について、その英文が、翻訳された方のおかげで全貌が見えてきたのですが、国家主権を超えて、WHOを法的拘束力を持つ統治機関に変えて、その決定が加盟国の義務になろうとしているのです。

また、人間の尊厳、人権及び基本的自由を完全に尊重するという3条の文言が削除されてしまっています。

ほかにも、デジタルワクチンパスポートの推進、監視の強化、ユーチューブ等の動画の削除など、誤情報への対応等々、規制を強化しようとしています。

そもそもWHOは民主的に選ばれた組織ではなく、厳密には国際機関でもありません。WHOの予算の大半は、民間の医療、製薬会社、巨大な財団、ビル・メリンダ財団などか

らの献金によって運営されている組織なので、WHOの判断はどこかの利益団体の目的が優先され、国民、市民の健康が優先されているわけではなく、我田引水が行われるような組織だと思わなければいけません。

今回のコロナのときには、自由と人権の尊重が守られていたので、緊急事態ということでも特例承認され、安全が立証されていない治験中のワクチンを打つか打たないかは、あくまで本人の自由がありました。

今回のパンデミック条約や国際保健規則の改定により、WHOの決定により緊急事態が発動され、ロックダウンだといって外出禁止令が出されたり、ワクチンパスポートなるものが義務化され、特例承認の中身がよく分からない治験中のワクチンなどでも強制的に打たなければならない、マウスで実験しただけの医薬品を強制的に飲まないといけない状況に追い込まれるといったことが、基本的人権や国家主権を超えて、義務化されてしまうおそれがあるのです。職業の選択や旅行すら自由がなくなってしまうかもしれません。

安全は最後は自分で確認するものであって、誰かに強制されるものではありません。人の健康に関わる、とても重大なことです。自民党の平沢勝栄さん、立憲民主党の原口一博さんを共同代表とした一部有志の議員さんたちによる、超党派のWCH議員連盟が発足され、様々な問題を議論して、国会などでも取り上げようとはしています。どこの党とか関係なく、国の主権を守るため、国民、市民、基本的人権と自由を守るため、議員さんたちが一丸となって、超党派でこの問題に取り組もうとしています。

しかし、まだまだ発足したばかりで危機感を持った有志の議員さんも多いとは言えません。現状、秘密裏に進められたせいか、なぜかこの問題がテレビや新聞で取り上げられることがほとんどなく、多くの人が知らない状態なので、どうかして国民の側でも関心を持ってもらい、国民の関心事として、国民の自由と健康と基本的人権が守られるようにしなければならぬと思います。

この陳情が採択されることで、多くの豊明市民にも知ってもらうことができると思います。ほかの地域でも同様に、国民、市民に知ってもらうことで、各地方議員さんたちに知ってもらい、より多くの国会議員の皆さんに関心を持っていただくことで、秘密裏が秘密裏でなくなり、より議論が活発化され、慎重な判断がなされるようになると思います。

とにかくこの問題は完全な情報公開をしなければいけません。国民への説明責任を果たさなければいけません。本当にWHOの権限を強化してしまっているのかどうか、情報をオープンにして決めていただきたいと思います。

この問題は世界規模の武器を使わない戦争のようなものだとも思います。大きな話に聞こえるかもしれませんが、豊明市民の自由、情報をオープンにして、本件の採択を……。

(終了ベル)

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） すみません、5分たちましたので。ありがとうございました。

本陳情について、当局より状況等で説明できることがあれば、お願いします。

中村部長。

○健康福祉部長（中村泰正君） 特にございませぬ。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 当局、あるいは陳情者への質疑のある方は挙手を願います。

浅井委員。

○浅井たかお委員 じゃ、陳情者の方にお尋ねします。

この今の御説明の中で、一番、一番危険だなという部分、この条約はもう可決、通ってしまったら危険だということを簡単に御説明お願いします。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 答弁願います。

小田桐様。

○陳情者 この条約が通ってしまうと、国民の国家主権を超えて、国が決めたこととか、国民の人権が守られずに、勝手にいろんな物事が決まって、それを守らなければいけないということになってしまうおそれがあるので、それを今、改正案の状態なので、それを修正できるように、みんなで声を上げていきたいなというふうに思っています。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） ほかにございませぬか。

近藤委員。

○近藤ひろひで委員 陳情者にお聞きします。

本陳情について、私どもの議会以外の全国に発信されているのか、そのような状況、差し支えなければ教えてください。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 答弁願います。

小田桐様。

○陳情者 全国的に声を上げなければいけないということで、各地で同じような問題を提起して、陳情とか、議員さんによる請願などが行われている状況であります。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） ほかにございませぬか。

(進行の声あり)

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

浅井委員。

○浅井たかお委員 陳情13号、「パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報開示を求める意見書」の提出を求める陳情に対して、採択の立場で討論します。

陳情者の言うとおりに、まだまだパンデミック条約の内容や国際保健規則の改定内容は国民への周知ができていません。

また、改正内容が、国の憲法である基本的人権の尊重を侵害するようであれば、その改正を認めることはできないと思います。陳情の趣旨のとおり、国は国民に対して分かりやすく説明する必要があります。

意見書を提出すべきだと思いますので、採択とします。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） ほかにございませんか。

青木委員。

○青木けんじ委員 陳情第13号 「パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報開示を求める意見書」の提出を求める陳情につきまして、不採択の立場で討論させていただきます。

新型コロナでパンデミック、非常に苦労したことは、まだ身近な部分かと思えます。そして、我が国だけでなく、国際的な広がりということもありますので、その重要性というのは非常に心には留め置いている部分ではあります。

しかしながら、今現在、国際的に懐疑の状況が広がっているかと思えますので、途中段階、まだ不透明なところが開示されるのは、要らん困難を招く部分になるんじゃないかと思われま。きちんとした形で、正確なものが開示されるほうがいいかと思えますので、途中段階、議論中についての、こういう開示の部分についての陳情は正しくないかな、不適切じゃないかなというふうに思えますので、不採択の立場とさせていただきます。

以上。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 陳情第13号、「パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報開示を求める意見書」の提出を求める陳情について、趣旨採択の立場で討論いたします。

陳情の趣旨にあります、1、2、3、これはそのとおりだと私、思います。

では、なぜ採択ではないかというところで、今回この陳情書を出されて、いろいろ私の知らないこともいろいろ調べていきました。

そうしていきますと、そもそもの国連の、WHOが国連の専門機関の1つであるということ、国連そのものの、先ほども陳情者の御説明にありました、民主的な運営がどうな

のか、そこも鍵だと思うんです。

仮にこういった条約がつくられ、改正されても、今のこの国連のいろんな安全保障など、いろんな動きを私なりに見ていきますと、果たして世界がそのとおりに動くのかというところがすごく疑問。世界がそういう、従うのかというのは疑問を持っているんです。

そういった、もちろんパンデミック条約、保健分野のことは分かるんですが、もうちょっと根本的な課題山積みで、時代とともに変わっていかなくちゃいけない国連も、本質の部分のところが変わらないといけないんじゃないかという自分の中での結論に達しました。

なので、趣旨には賛同いたしますが、なかなかその強制力がないと言ったらいかな、根本的に国連が機能する、その裏づけがないと、なかなか意味がないのかなというふうに感じてしまいます。そういった諸問題を解決する方向に向いていくことを望みたいです。

以上です。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

陳情第13号は採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 賛成少数であります。

続いて、陳情第13号は趣旨採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 賛成少数であります。よって、陳情第13号は採択、趣旨採択ともに賛成少数により、不採択すべきものと決しました。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。委員会報告書については私に一任願えますか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） ありがとうございます。委員会報告書については、例に従い提出をさせていただきます。

長時間にわたり、御審査、御苦労さまでした。これにて健康福祉委員会を閉会いたします。

午後零時3分閉会